

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に係るパブリックコメントの結果等について」へのコメントの概要及びコメントに対する警察庁及び共管各省庁の考え方

(別紙1) コメントの概要及びコメントに対する警察庁等の考え方

No.	当協会から提出した意見・質問	警察庁等の考え方
1	<p>令和9年4月1日の改正により、これまで本人確認書類の券面を確認する方法から、マイナンバーを中心としたデジタルでの確認が求められています。これにより貸金業法施行規則第30条の13第1項第6号で運転免許証番号を取引時確認の業務フロー内で確認する機会は著しく減少すると思われます。当該貸金業法施行規則、および平成19年11月2日「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメント297、298（運転免許証以外の本人確認書類の送付をうけていたとしても、運転免許証の交付の有無を確認が必要）を見直す予定はありますか。</p>	<p>本意見に対し、直接対応する回答はありませんでした。</p>
2	<p>郵送による本人確認（ホ方式）における書類取得負担について。郵送による本人確認において、住民票原本等の「取得」を前提とする点について、利用者の手続負担という観点から懸念があります。手元に既に保有している本人確認書類を用いるのではなく、改めて自治体窓口等で書類を取得する必要が生じる場合、利用者にとって心理的・時間的・費用的な負担が申込み行動そのものを抑制し、結果としてサービスの利用をあきらめるなど、申込み途中での離脱や申込件数への影響が生じる可能性があります。本人確認は、制度上の厳格性に加え、利用者が実際に完了できることが重要と考えます。取得を要する書類に限定するのではなく、手元にある証明書の活用や、他の客観的情報との組合せにより本人性を確認するなど、利用者負担を抑えつつ実効性を確保する運用を検討する余地はないでしょうか。</p>	<p>本意見に対し、直接対応する回答はありませんでした。</p>

No.	当協会から提出した意見・質問	警察庁等の考え方	
3	<p>へ方式（運転免許証）における暗証番号要件について。へ方式において運転免許証を用いる場合、暗証番号4桁+4桁の計8桁の入力が必要とされていますが、当該暗証番号を記憶していない利用者は相当数存在すると考えられます。事前に案内を行ったとしても、暗証番号不明を理由とする手続途中で離脱が多数発生することが想定され、実務上は本人確認手段として選択肢になりにくいのではないのでしょうか。本人確認方法は「理論上可能」であるだけでなく、利用者が実際に完了できる実効性が重要と考えます。同方式のマイナンバーカードの場合のように、暗証番号入力を前提とせず、券面情報や他の客観情報を用いて本人性を確認する方法など、利用者負担を軽減しつつ実効性を確保する手法を選択肢として検討する余地はないのでしょうか。</p>		<p>本意見に対し、直接対応する回答はありませんでした。</p>
4	<p>自然人である顧客等の対面での本人特定事項の確認方法（規則第6条第1項第1号関係）のア・ウにおいて、ICチップ読み取り後と完全合致が必要となるのか。また、完全合致が必要な場合「本人確認書類」や「顧客申告情報」などの情報と合致が必要となるのか。</p>	Q&A No. 25	<p>ICチップ情報を読み取った際に、本人確認書類の券面情報とICチップ情報が合致しない場合等には、本人確認書類が偽変造等されたものであることが考えられます。取引の相手方が第三者になりすましている疑いがある場合には、警察等への通報をお願いします。</p>
5	<p>自然人である顧客等の対面での本人特定事項の確認方法（規則第6条第1項第1号関係）のア・ウにおいて、ICチップ読み取り後のデータの保管は必要となるのか。</p>	Q&A No. 39	<p>特定事業者の自主的な取組として、ICチップ情報の読み取り時のログを保存するなど、読み取ったことの証跡を残すことは可能です。</p>
6	<p>対面確認時にICチップを読み取った後、読み取ったデータ（氏名・住居・生年月日・写真）はホスト等へ送信・保存が必要か。もしくは、読み取ったデータでの確認結果を本人確認記録欄へ記録し、データは破棄で良いか。</p>	Q&A No. 41	<p>「ホスト」について、具体的に意味するところが必ずしも明らかではありませんが、読み取ったICチップ情報をいずれかへ送信する必要はありません。</p>
7	<p>「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第6条に基づき、特定事業者には取引時確認記録の保存義務が課されています。今般の改正案では、対面取引においてもICチップの読み取りが義務化される見通しですが、その際の記録の保存の範囲について明確化をお願いします。具体的には、「ICチップを読み取った」という事実の記録のみで足りるのでしょうか。あるいは、デジタル庁のアプリ等を用いて表示した情報を画面キャプチャするなど、「ICチップを読み取った」ことを客観的に証明できる情報の保存まで求められるのでしょうか。実務上の具体的な要件をご教示ください。</p>	Q&A No. 39	<p>特定事業者の自主的な取組として、ICチップ情報の読み取り時のログを保存するなど、読み取ったことの証跡を残すことは可能です。</p>

No.	当協会から提出した意見・質問	警察庁等の考え方	
8	<p>今回の改正案によれば、対面取引においても本人確認書類のICチップ読み取りが義務化されるとのことですが、日本貸金業協会の協会員（約1,000社）のうち8割強（約850社）が従業員50名未満の中小零細業者である実情を鑑みると、本義務化が現場に与える影響は極めて大きいものと考えられます。読み取りの方法については、条文内で「特定半導体集積回路付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報をこれを読み取るための装置を用いて読み取ることにより映像面に表示させる方法」と規定されています。これに関し、デジタル庁が公開している「マイナンバーカード対面確認アプリ」を使い、顧客のカードをかざして情報を確認する方法も選択肢の一つと認識しておりますが、その導入にあたっては業者側で対応スマートフォンを確保しなければならず、各社における社員個人の端末利用の是非や、利用時の情報取り扱いなど、慎重な検討が必要になると考えます。つきましては、今回の改正案で規定された当該方法には、上記のアプリ以外に、具体的にどのような手法があるのかをご教示ください。</p>	Q&A No. 22	<p>地方公共団体情報システム機構が提供している「個人番号カード対応版券面事項表示ソフトウェア」や民間企業が提供するアプリを利用する方法が考えられます。</p>